

○筑後市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月29日

条例第17号

改正 平成27年12月22日条例第20号

平成28年3月25日条例第14号

平成29年3月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」とい
う。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に
基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をい
う。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番
号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する
情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その
適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国と
の連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施
策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲

げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第20号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第14号) 抄
(施行期日等)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。

附 則 (平成29年3月28日条例第1号)

この条例は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	筑後市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第20号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	筑後市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第21号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第21号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	筑後市就学援助費交付要綱(平成15年教育委員会告示第1号)による援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	筑後市子ども医療	地方税法(昭和25年法律第226号)そ

<p>費の支給に関する 条例による医療費 の支給に関する事 務であって規則で 定めるもの</p>	<p>の他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額又は その算定の基礎となる事項に関する 情報（以下「地方税関係情報」という。） であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81 号）第7条第4号に規定する事項（以 下「住民票関係情報」という。）であ って規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）に よる児童手当又は特例給付の支給に 関する情報（以下「児童手当関係情報」 という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>医療保険各法（健康保険法（大正11年 法律第70号）、船員保険法（昭和14年 法律第73号）、私立学校教職員共済法 （昭和28年法律第245号）、国家公務 員共済組合法（昭和33年法律第128 号）、国民健康保険法（昭和33年法律 第192号）又は地方公務員等共済組 合法（昭和37年法律第152号）をいう。） 又は高齢者の医療の確保に関する法 律（昭和57年法律第80号）による医療 に関する給付の支給又は保険料の徴 収に関する情報（以下「医療保険給付 関係情報」という。）であって規則で 定めるもの</p>
	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号） による保護の実施又は就労自立給付</p>

		金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		筑後市重度障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	筑後市重度障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法

		<p>律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>筑後市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	筑後市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務で	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報

	あつて規則で定めるもの	であつて規則で定めるもの
		筑後市子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
6 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する	市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの		
3 教育委員会	筑後市就学援助費交付要綱による援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの